

市内の広範囲で

藤沢市立学校の 通学区区域見直し

に向けた検討を開始します!

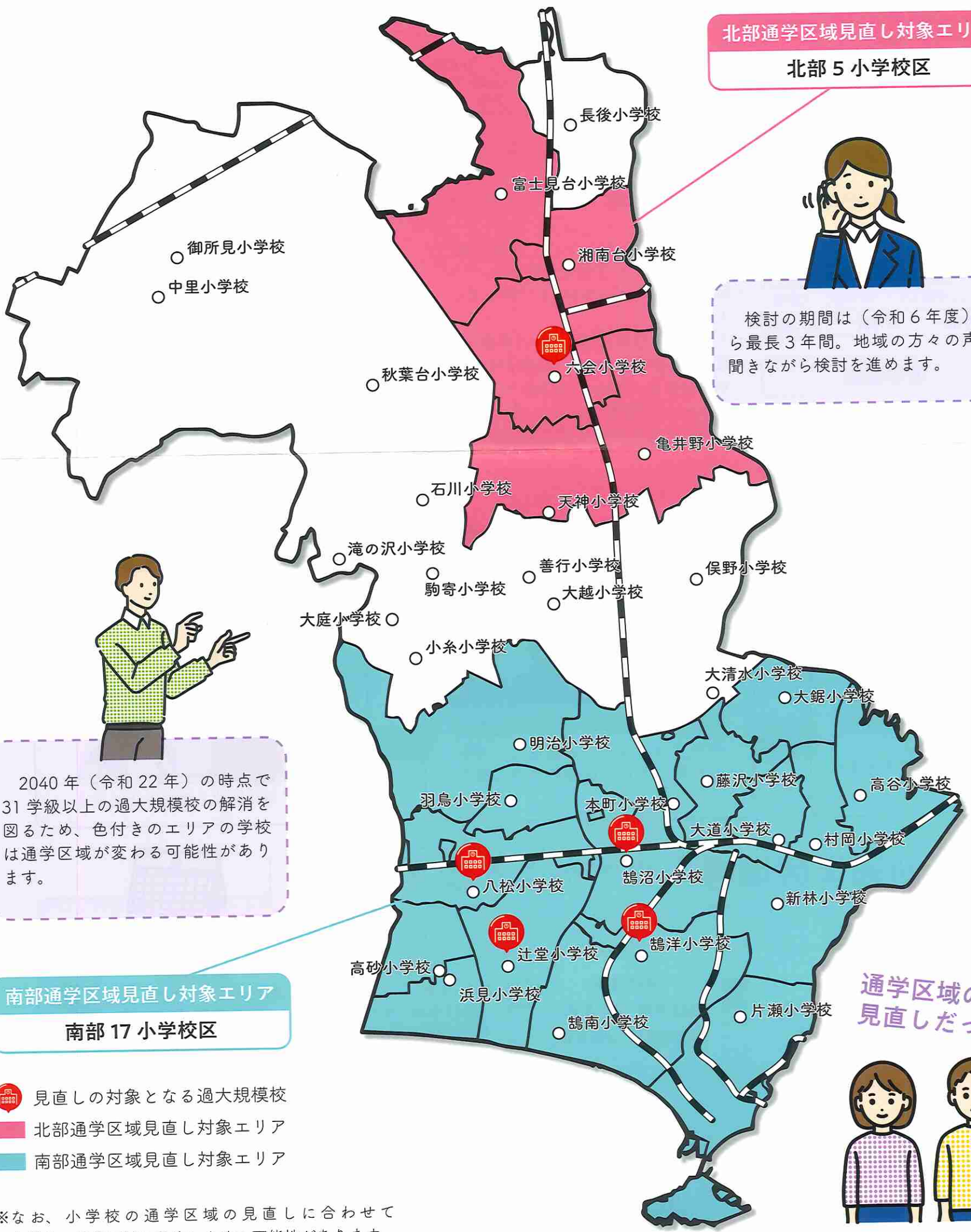
藤沢市教育委員会からの
お知らせです!



北部通学区見直し対象エリア
北部 5 小学校区



検討の期間は（令和6年度）から最長3年間。地域の方々の声を聞きながら検討を進めます。



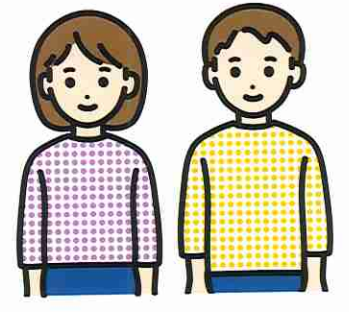
2040年（令和22年）の時点で31学級以上の過大規模校の解消を図るため、色付きのエリアの学校は通学区が変わる可能性があります。

南部通学区見直し対象エリア
南部 17 小学校区

- 見直しの対象となる過大規模校
- 北部通学区見直し対象エリア
- 南部通学区見直し対象エリア

※なお、小学校の通学区の見直しに合わせて中学校の通学区の見直しをする可能性があります。

通学区の見直しだって!



令和6年度～
令和10年度

「藤沢市立学校適正規模・適正配置 第1期実施計画」を策定しました

藤沢市教育委員会では、現在、次代を担う子どもたちにとってより良い教育環境を整えるため、市立学校の適正規模・適正配置に向けた取組を進めているところです。

2022年（令和4年）3月に策定した「藤沢市立学校適正規模・適正配置に関する基本方針」に基づき、今回、適正規模・適正配置に係る取組の具体的な手法と学校名を明記した「藤沢市立学校適正規模・適正配置第1期実施計画」を2024年（令和6年）3月に策定しました。



教育委員会が
学校適正規模・適正配置の取組でめざすもの

- 目的** ～未来を生きる子どもたちのために～
より良い教育環境の整備
- 目標** 「適正規模」（小中学校ともに12～24学級）とする

1 第1期実施計画の考え方

学校規模

小学校学級数	中学校学級数	状態
1～5学級	1～2学級	過小規模
6～11学級	3～11学級	小規模
12～24学級	12～24学級	適正規模
25～30学級	25～30学級	大規模
31学級～	31学級～	過大規模

通学区域

- ・通学距離（時間）、通学の安全性を考慮する
- ・境界を明確にするため、幹線道路、鉄道、河川、町丁目等で分ける
- ・自治会・町内会の区域を分断しないように考慮する
- ・13地区の行政区割について考慮する
- ・就学指定校までの通学距離が小学校でおおむね2km、中学校でおおむね3kmの範囲を超える場合には、状況に応じた通学手段を柔軟に検討する

通学距離

	通学距離（片道）
小学校	2km以内
中学校	3km以内

2 具体的な取組

より良い教育環境の確保に向けて第1期実施計画では、児童生徒数推計において2040年（令和22年）の時点で31学級以上の過大規模校の解消を第一優先とします。

学校の新設、時限的な分校の設置、通学区域の見直しなど様々な手法により検討しました。その結果、総合評価の最も優れていた「通学区域の見直し」を行うことを前提として考えることとします。

また、藤沢市将来人口推計・児童生徒数推計及び社会情勢を見極める必要があることから、第1期実施計画の取組期間は令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

未来を生きる
子どもたちの
ために



藤沢市教育委員会

- ・通学区域検討委員会の設置
- ・新しい通学区域の設定

諮問

答申

藤沢市立学校通学区域検討委員会

教育委員会が設置する会議体



学職経験者 教職員 関係団体 公募市民

ワークショップでの意見などをもとに新たな通学区域の見直し案をまとめる

開催

意見

通学区域見直しワークショップ

保護者・地域住民で構成
南部地域及び北部地域の2拠点



通学区域に関する意見を出し合う

新通学区域導入までのスケジュール



検討

検討期間
2024年度（R6年度）
～最長3年間

決定

決定時期
2025年度（R7年度）
～2026年度（R8年度）

周知

周知開始
2025年度（R7年度）
～2027年度（R9年度）
（周知期間は通学区域検討委員会で検討）

導入

導入開始
2025年度（R7年度）半ば
～2028年度（R10年度）
（導入方法は通学区域検討委員会で検討）

第1期実施計画の全文はこちらから
ご覧ください。



発行日
編集

2024年（令和6年）7月
藤沢市教育委員会
教育部 教育総務課

